

特別定額給付金 申請書ダウンロードによる「手書き申請」Q&A

【全般的事項】

Q1. 特別定額給付金の「手書き申請」とはどのようなものですか？

A1. 特別定額給付金の給付は、高浜市が5月中に全世帯に発送予定の申請書による「郵送申請方式」と、マイナンバーカードによる「オンライン申請方式」が基本となります。

現在、高浜市では、「全世帯に郵送する申請書」などの発送準備を急ピッチで進めているところです。

しかし、生活のため、一日も早く給付金が必要な方のみを対象に、なるべく早く給付ができるよう、市公式ホームページから申請書をダウンロードして、記載すべき内容を全て手書きして申請する「手書き申請」を追加するものです。

ただし、新型コロナ感染拡大防止のため、郵送のみの受付となり、郵送料については、申請者にご負担をいただきます。

また、多くの「手書き申請」が殺到した場合、内容確認等に要する時間が増え、給付までの期間も延びることとなりますので、**生活のため、一日も早く給付金が必要な方への例外的な申請方式としてご理解いただき、お待ちいただける方については、「郵送申請方式」または「オンライン申請方式」での申請にご協力をお願いします。**

Q2. 「手書き申請」と「郵送申請方式」の違いは何ですか？

A2. 「郵送申請方式」は、世帯主や世帯員の氏名、生年月日などがあらかじめ印刷された申請書を全世帯にお送りします。そのため、手書きが必要となる項目が少なくなるため、記入のミスも少なくなります。

しかし、「手書き申請」については、すべての項目を手書きして郵送された申請書を基に、市で住民基本台帳を確認して個人を特定する作業から始めます。もしも、**記入漏れや確認書類の不備などがあった場合には、その申請書では給付を受けられなくなり、給付まで時間がかかることとなりますので、くれぐれもご注意ください。**

Q3.「生活のため、一日も早く給付金が必要な方が対象」ということですが、証明する必要がありますか？

A3. 生活のため、一日も早く給付金を必要としていることについての基準はなく、証明の必要はありません。ご自身の判断にお任せしています。

Q4. 高浜市以外の市町村に住んでいても、「手書き申請」は可能ですか？

A4. 令和2年4月27日に、高浜市の住民基本台帳に記録されている方が給付対象者となります。他の市町村については、それぞれの案内をご確認ください。

Q5.「手書き申請」をした後、給付金が振り込まれる前に市から別の申請書が郵送されてくる場合がありますか？

A5. 行き違いにより既に「手書き申請」をした方にも、市から「全世帯に郵送する申請書」が届く可能性があります。

一元管理していますので、同じ申請者へ2回給付されることはありませんが、すでに手書き申請を終えた方や給付を受けた方は、「全世帯に郵送する申請書」が届いても申請は行わないようお願いいたします。

Q6. 必ず、「郵送申請方式」より早く給付金が振り込まれますか？

A6. 「手書き申請」の記入内容が住民基本台帳と完全に一致した場合には、審査を開始することができますので、郵送申請方式で申請される方より早く給付を受けることになります。

しかし、記入漏れや確認書類の不備がある場合には、再申請をしていただくことになり、給付までの時間がかかることとなりますのでご注意ください。

なお、手書き申請が多い場合には、住民基本台帳の確認やデータ化に要する時間が増え、給付までの期間も延びることとなります。そのため、生活のため、一日も早く給付金が必要な方へ迅速に給付できるよう、お待ちいただける方については、「郵送申請

方式」または「オンライン申請方式」での申請にご協力をお願いします。

Q7. 「手書き申請」をした後でも、市からの「全世帯に郵送する申請書」に基づいて申請する必要がありますか？

A7. すでに申請を終えた方や給付を受けた方は、「全世帯に郵送する申請書」での申請は行わないようお願いいたします。

給付については、一元管理していますので、同じ申請者に2回給付されることはありません。

Q8. 記入漏れや確認書類の不備があった場合はどのようなになりますか？

A8. 郵送された「手書き申請」を返送し、返送理由等についてお知らせします。

この場合、再申請が必要となりますので、**くれぐれも記入漏れや確認書類の不備が無いようお願いいたします。**

【申請書の入手について】

Q9. 手書き申請書の様式は窓口で配布していますか？記入した申請書を窓口を持参していいですか？

A9. **新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、手書き申請書の様式の窓口での配付は行っていません。また窓口での受付もできませんのでご注意ください。**

Q10. 申請書のダウンロードが出来ないので郵送してもらえますか？

A10. 「全世帯に郵送する申請書」の印刷など、発送に向けた準備を集中して行っているため、今回の「手書き申請書」の様式の郵送は行っていませんので、ご了承ください。
「全世帯に郵送する申請書」が届くのをお待ちください。

【申請書の書き方について】

Q11. 記入には鉛筆や消えるタイプのボールペンでも大丈夫ですか？

A11. 消えないタイプのボールペンをお使いください。

Q12. 世帯主の代わりに申請書を記入することは可能ですか？

A12. 申請者は必ず世帯主（申請者・受給者）としてください。世帯主以外の方のお名前を申請書の「○世帯主（申請・受給者）」に記入すると受付できませんのでご注意ください。

Q13. 受取方法で指定する金融機関は誰の口座でもいいですか？

A13. 口座の名義が世帯主（申請・受給者）と一致していることが必要です。世帯主以外の口座（配偶者、子、経営する会社など）には振り込めませんのでご注意ください。

Q14. 民間銀行とゆうちょ銀行の両方に口座を持っていますが、両方書く必要がありますか？

A14. どちらか一方をお書きください。両方書かれた場合は給付が遅れる原因となりますのでご注意ください。

Q15. 運転免許証などの本人確認書類は何が分かるようにコピーすればいいですか？

A15. 「手書き申請」の申請書で、一番上に記載する「○世帯主（申請者・受給者）」の氏名、生年月日、現住所がわかるようにコピーしてください。（「日中に連絡可能な電話番号」は確認書類に写ってなくとも構いません。）現物（本物）をお送りにならないようお願いいたします。

Q16.受取口座の確認書類は何が分かるようにコピーすればいいですか？

A16.「手書き申請」の申請書で「○受け取り方法」の「受取口座記入欄」に記入した内容が分かるようにコピーしてください。現物（本物）をお送りにならないようお願いいたします。

【申請書の受付について】

Q17.「手書き申請」の受付期間はいつまでですか？

A17.5月下旬頃に「全世帯に発送する申請書」の発送準備が整った段階で受付を終了する予定です。受付終了時期については、ホームページなどでお知らせします。

【給付について】

Q18.いつごろ振り込まれる予定ですか？

A18.「手書き申請」の数にもよりますが、5月中旬頃の給付を目指しています。

Q19.口座が無いので、窓口で現金をいただきたいのですが。

A19.新型コロナ感染拡大防止のため、現段階で「手書き申請」の窓口での現金給付は難しいと考えています。

【詐欺（さぎ）への注意】

※特別定額給付金を狙った詐欺（さぎ）が考えられます。ご注意ください。

Q20.市役所を名乗る人から「特別定額給付金を申請するためにクレジットカードが必要となりましたので預かります。」と言われました。

A20.詐欺（さぎ）の可能性があります。市役所がそのような話をすることは絶対にありません。警察にご連絡ください。（警察相談専用電話 #9110）